2024年度埼玉県の施策並びに 予算編成に対する重点要望・提案

2023年10月24日

日本共産党埼玉県委員会 日本共産党埼玉県議会議員団 埼玉県知事 大野 元裕 様

日本共産党埼玉県委員会 委員長 荻原 初男 日本共産党埼玉県議会議員団 団長 城下 のり子

新型コロナウイルス感染症と豪雨災害発生など、厳しい状況の中、県民の命とくらしを守るため奮闘 してこられた知事をはじめ職員の皆様には心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

9月定例会に自民党は「虐待禁止条例」の「改正」案を提出しましたが、「子どもだけのでの遊び」「子どもだけでの登下校」は「虐待」として禁止、見かけた場合は通報という「改正」案の中身を知った県民から「埼玉での子育てはできない」などの声を受け、取り下げました。この問題で浮彫になったのは、子育て世代への支援があまりにも整備されていないということです。例えば、埼玉県は学童保育の待機児は全国ワースト2位であり、県議団にも「放課後預ける先がない。仕事辞めなければならなくなり、生活できない」「埼玉で子どもを産み、育てることはできない」という声が多数寄せられました。子育てを応援する埼玉実現のため施策の充実を求めます。

物価高騰が県民生活に与える影響は深刻です。政府は電気・ガス価格激変緩和対策やガソリン価格を 1 リットルあたり 175 円程度に抑えるなどの対策を行ってきましたが、JNNが 9 月 30 日・10 月 1 日 に行った世論調査では物価高による家計の負担について、89%の人が負担を感じていると答えています。 県民の命とくらしを守るため、さらなる対策を求めます。

新型コロナ感染症は5月8日から感染症法上の位置づけを2類から5類に引き下げられました。しかし感染拡大がそれで収まるわけではありません。感染拡大を防ぐために医療機関、県民への支援が必要です。

「地球沸騰化」と言われるまで気候危機は進行しています。気候危機対策はもはや一刻の猶予もありません。実効性ある取り組みが必要です。また異常気象による激化、頻発化する豪雨災害など県民の命をまもるために災害対策の強化が必要です。

世界経済フォーラムが 6 月に発表した世界男女格差報告書で日本のジェンダーギャップ指数は 146 カ国中 125 位で、前年から 9 ランクダウンしました。女性管理職比率の向上など、さらなる対策が必要です。

最後に県民の願い実現・県民の生活を支える県政実現へとして部局ごとに要望をまとめました。

以上のことから、来年度の予算編成にあたっては「I、誰もが子育てしやすい埼玉へ」「II、コロナと物価高騰から県民のいのちと生活を守れ」「III、気候危機を打開し、災害対策の強化を」「IV、ジェンダー平等・多様性尊重の社会へ」「V、県民の願い実現・県民の生活を支える県政へ」という章立てを行い、合計311項目の要望をまとめました。

目次

Ι,	誰もが子育てしやすい埼玉へ・・・・・・・・・p1
Π,	コロナと物価高騰から県民のいのちと生活を守れ・・・・ p 5
Ш,	気候危機を打開し、災害対策の強化を・・・・・・・p7
IV,	ジェンダー平等・多様性尊重の社会へ・・・・・・・p 1 0
V,	県民の願い実現・県民の生活を支える県政へ・・・・・p11

I、誰もが子育てしやすい埼玉に

第1、子育てを支える県政へ―重点要望

日本の子どもの貧困率は今、OECD 加盟国の中で最悪の水準にある。1980 年代から上昇傾向にあり、今日では実に 7 人に 1 人の子どもが貧困状態にあるとされている。子どもの貧困対策の実施。そして保護者の就労を支える保育所、学童保育の拡充を。

- 1、安心安全で無償の学校給食を子どもたちに
- ① 学校給食の無償化を進めるため、市町村への助成制度を創設すること。県立特別支援学校・定時制高校の学校給食を無償にすること。
- ② 給食食材には埼玉県産食材を使うこと。地産地消につとめること。
- ③ 輸入小麦で作られたパンから発がん性の疑いのある除草剤グリホサートが 検出された。学校給食には出さないこと。
- 2、県立高校の生徒に1人1台のタブレットを保護者負担なしで配備すること。 配備できないのであれば、補助制度を創設すること。タブレット貸し出しについて周知徹底すること。
- 3、保育所の拡充のために
- ① 保護者の就労を支えるために、保育士を確保し、保育所を増やすこと。
- ② 保育所の質向上のためにも、保育士確保のためにも、早急に職員給与を引き上げ、処遇改善をはかること。国に対して公定価格の引き上げを求めるとともに、改善までの間、県が単独で処遇改善を行うこと。
- ③ 1歳児担当保育士雇用費は堅持するとともに、補助単価を変えないこと。
- ④ 0歳児は2対1で保育士を配置できるよう、0歳児担当保育士雇用事業を創設すること。
- ⑤ 障害児保育対策補助事業について、障害児1名に対して1名の職員配置とすること。障害認定については県指定の医師又は巡回相談員、保健師による判断も対象とし、入所月からを補助対象とすること。
- ⑥ 乳児途中入所促進事業について、年度当初からの受け入れ態勢を整備し、 保育士を配置している施設に対して補助対象とすること。補助対象期間を 9月まで延長し、補助上限を設けないこと。対象人数の算定において、前 年との差ではなく定員数に対応する保育士を配置している場合はその定員 数を対象とすること。
- ⑦ アレルギー対応調理員を配置するため、アレルギー等対応特別給食提供事業補助を復活させること。
- ⑧ 公立保育園の統廃合や民間委託については地域住民の意見をよく聞き、尊

重するよう市町村を指導すること。

- 4、放課後児童クラブの拡充のために
- ① 待機児童ゼロ、大規模クラブ解消のために、「県子ども・子育て支援施設整備交付金」「県放課後児童健全育成事業費補助金―放課後子ども関係整備事業費」を国が実施するまでのかさ上げ策を継続すること。
- ② 「民営クラブ支援員加算」「民営クラブ運営費加算」について国の支援員処 遇改善諸施策を導入しているところについて引き続き補助を実施すること。 公立公営地域も対象とすること。
- ③ 事業の継続性・安定性を脅かす指定管理制度はふさわしくない。導入の是 非を含め、住民や利用対象保護者、児童、関係者の意向を尊重することと 合わせ、充分な説明責任を果たすよう市町村を指導すること。
- 5、重大課題である未配置・未補充の解決を
- ① 未配置・未補充状況を毎月調査し公表すること。
- ② 未配置・未補充をなくすために、新規採用者を抜本的に拡充すること。
- ③ 総合教育センター勤務の指導主事を当面の間、学校に派遣し、未補充状態を解消すること。
- ④ 産休予定者および育児・介護休暇取得者が休暇に入る月初めには、「先読み 加配」として代替者の措置を拡充すること。
- ⑤ 産休者、病休者、育児、介護休暇取得者の代替者を措置できない場合には、 総合教育センター県及び市町村教育委員会の指導主事を代替者として配置 すること。県教育事務所などに代替者を一定数プールすること。
- ⑥ 定数内の臨時的任用教職員を本採用教職員に切り替えていくこと。同一校 継続など臨任教員にも正規教員と同様に認めること。

第2、すべての子どもたちのすこやか成長のために

- 1、小児救急医療体制の拡充を図ること。
- 2、乳幼児医療費助成制度の対象年齢を高校卒業前まで、拡大すること。
- 3、国公立高等学校等奨学のための給付金制度について、対象を生活保護と非 課税世帯から大幅に広げ、増額すること。
- 4、貸与制の県高等学校等奨学金制度について、返済が困難になった方の返済 減免制度対象者を「成績優秀者」「死亡者」から大幅に拡充すること。
- 5、 高校における教育費及び就学支援に関して

「入学料・授業料減免制度」「奨学のための給付金制度」などについて、生徒・保護者・教職員に周知し、必要な生徒が漏れなく制度を利用できるようにすること。

- 6、大学・専門学校等に進学するための奨学金制度を創設すること。また国に 対し学費を大学や専門学校の学費半額とする制度創設を強く求めること。
- 7、ひとり親家庭の実態について、調査し把握すること。物価高騰の中でひとり親家庭に食糧支援や特別給付を実施すること。
- 8、生理用品について、各自治体とも連携して高校だけでなく、小中学校のトイレに継続的に配備すること。また学校以外の県の施設についても行うこと。
- 9、中学生・高校生はもちろん、小学生のジュニアアスポートをさらに全県で 拡充すること、とくに県の所管である町村部でジュニアアスポートを先行して 拡充すること。
- 10、国に先がけて小学校の少人数学級を進めるとともに、中学校2年、3年にも少人数学級を導入すること。高等学校に少人数学級を導入すること。
- 11、県立高校統廃合はいったん立ち止まり議論を行うこと。特に秩父高校と皆野高校、越生高校と鳩山高校、八潮高校と八潮南高校の統廃合については地元の意見に耳を傾け、白紙に戻すこと。
- 12、医療的ケア児等にかかわって
- ① 支援地域センターを増設すること。
- ② 医療的ケア児の実数や状況を市町村と協力して定期的に把握すること。
- ③ 医療的ケア児の入院中の見守りを家族以外のヘルパーが行えるよう国に要望すること。
- ④ 医療的ケア児への就学支援、日常生活用具への補助拡大とレスパイトケア 施設等の看護師や人件費補助の拡大。
- ⑤ 医療的ケア児が希望通りに学校に行けるよう、看護師を確保すること。そ の手続きを簡素化し、すみやかに看護師配置を行うこと。
- ⑥ 医療的ケア児に対し、保護者が授業中付き添わなくてすむようにすること。 そのために看護教員等の増員を行うこと。看護教員の増員は定数外として 算定すること。
- ⑦ 学校における訪問看護師の代理人の付き添いの手続きを迅速に行うこと。
- ⑧ 長期欠席の障がい児に対して訪問教師を配置して在宅授業を実施すること。
- 13、特別支援学校にかかわって
- ① 設置基準に適合してない状況の解消のため、また知的不自由はもとより、 肢体不自由の特別支援学校の教室不足・過密解消のため計画的に学校建設 を進めること。
- ② 川口に肢体不自由の特別支援学校を市と協力して設置すること。
- ③ 県立川口特別支援学校の増設工事にあたって、安全対策に特段の配慮をすること。学校活動や授業への影響とともに放課後デイサービスなどの送迎にも留意すること。

- ④ 県立視覚障害特別支援学校を複数設置すること。同校の視覚障害のある教員のための支援者を配置すること。
- ⑤ 特別支援学校の寄宿舎を増築すること。
- ⑥ 特別支援学校のスクールバスの密を解消し、乗車時間を短縮するためにスクールバスの増便をはかること。医療的ケア児のスクールバス利用が広がるよう、バスへの看護師の同乗をすすめること。
- ① 子どもたちの登下校時の安全を確保するため、中型車・大型車の場合は、 介助員は原則 2 人配置すること。そのための財政措置を講ずること。個々 具体的な想定しうるあらゆる緊急事態・アクシデントに対応したスクール バスの危機対応マニュアルを早急に作成すること。
- ⑧ バス乗り場に屋根を備えること。
- 14、学校の施設・設備について
- ① 県立学校の普通教室、体育館、特別教室、給食室、厨房に空調を設置すること。特に夜間定時制高校の給食室の空調設置を急ぐこと。設置・維持管理・電気料金の父母負担をなくすこと。
- ② 子どもの安全を守るため、老朽化した校舎や体育館・プール・グランドなどの改修・補強・耐震化、雨漏り対策、トイレの改修等を早急にすすめること。各学校からの要望をていねいに聞き、緊急性の高いところから順次進めること。
- ③ 小中学校の洋室トイレ設置促進のために市町村に助成すること。
- 15、私学助成について
- ① 私立小・中学校・高等学校および通信制私立高校における学校運営費助成の増額を行うこと。
- ② 父母負担軽減金の授業料補助額上限を全国平均額まで引き上げること。また年収720万を超す世帯にも支給すること。
- ③ 県外に通学する児童生徒の保護者に対しても父母負担軽減事業補助金を支給すること。
- ④ 現在不支給となっている埼玉朝鮮初中級学校への助成を支給すること。
- 16、不登校対策について
- ① 不登校特例校は、東西南北など複数設置すること。どのような施設を作るのかは、モデル事業を複数行う・全国の例を研究する等丁寧に検討すること。
- ② 不登校生徒支援教室「いっぽ」は、学校復帰率や進学率、登校率など数値 目標を設定せず、生徒の意向を尊重して運営すること。
- ③ 市町村の不登校児童・生徒の居場所づくりを進めること。全国の優れた事例を研究し、広げること。

- 17、県「学力・学習状況調査」は廃止すること。
- 18、高校における演劇鑑賞教室への支援強化を行うこと。
- 19、科学的な根拠にもとづき発達に即した包括的性教育を、公教育に導入すること。
- 20、子どもたちや保護者を心身ともに支えるため、小中高すべての学校に養護教諭を複数配置し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも一人ずつ配置すること。メンタルヘルスに関する教育を行うこと。
- 21、校則見直しは生徒の意見を尊重し、定期的に行うよう学校を指導すること。 22、県立高校の男女別学の解消については生徒の意見をよく聞き、段階的に進 めること。
- 23、ヤングケアラー支援を他の部署とも連携して行うこと。

Ⅱ、コロナと物価高騰から県民のいのちと生活を守れ

第 1、新型コロナウイルス感染症から県民のいのちを守れ

1、医療体制整備

新型コロナウイルス感染症は5月8日に感染症法上の位置づけが5類となった。

しかし、収束したわけではなく、引き続き、医療提供体制に大きな負荷をかけており、県民のいのちを守るために特別の手立ての継続が求められている。

新型コロナ患者対応の病床を確保した医療機関に支給する病床確保料は、5 類移行後、支給上限を半分に減額し、対象を絞り込みながら継続されてきたが、 9 月末を期限とし、打ち切られた。感染拡大から命と健康を守るため、特例・ 加算の継続・拡充を国に要望すること。県として医療機関を支援し、医療体制 の強化を図ること。

- ① 看護職員等処遇改善事業についてすべての看護師に支給と額の引き上げを 国に対しい要望すること。また看護師以外の医療従事者にも支給すること。 国が実施するまで県として補助を行うこと。
- ② 医療機関が物価高騰に苦しんでいる。このことが医療機関の対応をより困難にしている。さらなる医療体制確保のために、医療機関への財政的支援を行うこと。
- ③ 発熱しても検査を受けられない状況が生まれている。感染拡大を防ぐため に、診療・検査医療機関=発熱外来を引き続き増やすこと。
- ④ 県民の命を守るため引き続き中等症も含めて入院病床を確保し、医療機関 に病床確保料を支払うこと。
- 2、必要とする人全員にワクチン接種を、受診抑制・治療中断を生じさせない

ために公費負担を

- ① ワクチンに対する信頼を高めるためにも、接種後の有害事象について、原 因の徹底究明を行い、因果関係が明確に否定される事例以外は、速やかに 補償・救済を行うよう国に要望するとともに、国が行うまで、県として実 施すること。
- ② 必要な人にワクチンをいきわたらせるため、自己負担がないようにすること。
- ③ 2類から5類への移行により、5月8日から検査費用の公費負担がなくなっている。さらに10月1日から治療薬の公費負担、入院時の減額措置がなくなった。経済力の有無による受診抑制、治療中断を生じさせないための措置をとること。新型コロナの検査や抗ウイルス薬の公費負担、入院した場合の自己負担への減額措置の継続を国に要望するとともに、県で実施すること。

3、保健所体制整備

感染拡大の度、保健所がひつ迫してきた。他部署からの応援には限界がある。

- ① 保健所の正規・常勤職員のさらなる増員、施設・設備の拡充など、保健所の抜本的な体制強化に本格的にとり組み、公衆衛生活動に日常的に取り組めるようにすること。
- ② 23 保健所と4支所を県の責任で復活させること。とくに管内人口の多い朝霞保健所と狭山保健所の分割を急ぎ、所沢保健所を設置すること。保健所を市で設置する場合、県として人的支援を最大限行うこと。人的交流や研修も支援すること。

4、後遺症対策について

- ① コロナ後遺症を診断、治療できる医療機関を増やし、周知徹底すること。
- ② 関係機関の協力を得て、コロナ感染症の後遺症の実態調査を行うこと。
- 5、高齢者施設・障害者施設の感染対策強化を
- ① 高齢者施設・障害者施設の感染対策を強化するために複数の感染者が出た 施設に対し、引き続きコロナ対策チーム (COVMAT)、看護師の派遣 (リリー フナース) を継続すること。互助ネットワークを引き続き行うこと。
- ② 感染者が発生したときの人員確保や衛生用品購入などのかかり増し経費は 施設に財政的負担がないようにすること。
- ③ 重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患がある障害者が感染した場合は保健 所が速やかに入院の手配をすること。
- ④ 感染者が発生したことを受け、利用者の通所制限や自宅に戻した場合に電話等での支援に対しても報酬を認めること。
- ⑤ 経営への打撃を受けている施設の実態を調査し、財政支援を行うこと。

- 第2、物価高騰から深刻な影響を受ける生活困窮者への支援強化を 1、昨年度行った県の「生活困りごと相談会」の箇所数を広げ、回数も規模も 抜本的に増やして今年度も行うこと。
- 2、生活保護の扶養照会は「扶養義務の履行が期待できない」場合は行わない と厚労省が通知で示していることを生活保護のしおりに明記すること。全福祉 事務所が厚労省の通知にそった運用を実施できるように指導すること。
- 3、無料低額宿泊所について、入所者の人権を守るために実態把握と入居環境 の改善を行うとこ。入所ガイドラインは改善すること。
- 4、自宅にエアコン等のない65歳以上の高齢者のみの世帯、障害者、要介護度4以上の方がいる世帯、就学前の子どもがいる世帯、生活保護世帯にエアコン等冷房機器購入のための制度を創設すること。物価高騰で苦しむ生活困窮世帯(年収250万以下世帯)に電力・ガス・食料品等給付金支給を行うこと。
- 5、生活保護利用者の転居は原則「移管」として取り扱い、保護が断たれることのないよう徹底すること。移管先福祉事務所による不適切な拒否事例が起こらないようにすること。
- 6、高齢世帯、高齢単身世帯などは、民間賃貸住宅であっても契約できないケースが相次ぎ、命にかかわる事態になっている。県営住宅削減方針は撤回し、現在の2倍の戸数に増やすこと。
- 7、県営住宅の空き室を、住居を失った生活困窮者のシェルターとして利用できるようにすること。
- 8、家賃低廉化支援事業を広げるために、都市部の市や町に働きかけること。
- 9、フードバンク団体が行っている食料品等の受け渡し実務、とくに一時保管と輸送に掛かる費用の支援を検討すること。
- 10、無料低額診療について、生活困窮者や県内在住の外国人などへの周知を強めるとともに、医療事業者の負担となっている費用について、財政支援を行うよう国に要望すること。
- 11、県税の支払猶予や減免を更に拡大すること。県ホームページのトップページに「税金の納税猶予・減免について」をのせること。

Ⅲ、気候危機を打開し、災害対策の強化を

第1、待ったなしの気候危機対策

- 1、県有施設の再生可能エネルギー推進
- ① 県営住宅や県立学校などの県有施設において、太陽光発電、小水力発電、

地中熱発電等を推進すること。

- ② 中川水循環センターの下水汚泥発電など、上下水道での発電を研究・検証をし、他の施設にも広げること。
- 2、市民発電への助成を復活・拡充すること。蓄電池、個人住宅への太陽光発 電施設への助成を拡充すること。
- 3、長野県で行っているグループパワーチョイスを研究すること。
- 4、長野県にならい、優良な小規模再生可能エネルギー事業へ資金を融資し、 自然災害などで失敗した時には、返済を免除する収益納付型補助金制度を創設 すること。
- 5、木材利用の拡大は脱炭素社会の実現に資する。公共建築物の木材利用促進 や民間での利用促進を関係機関と協力して行うこと。
- 6、営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)を推進するため助成制度を創設すること。その際農地転用などの認可手続きを簡略化すること。
- 7、建物の断熱化について
- ① 県立学校、県営住宅などの県有施設の断熱化を進めること。
- ② 住宅の断熱化を推進するための補助金を創設すること。

第2、大規模災害、複合災害から県民の命を守る

- 1、流域全体を対象とした治水対策を
- ① 堤防強化、河道掘削、樹木伐採など河川改修、調節池や調整池・遊水池の整備、低地や公園等の遊水機能を高めるなど流域全体を対象にした治水対策にとりくむこと。
- ② 荒川第2、第3調節池ついて、地元住民や研究者から堤防内に囲ぎょう堤をつくることについて安全性への懸念が出されている。国から詳細な説明を受けるともに、県としても、この部分の安全性について独自に検証を行うこと。また上流部の水位上昇も心配されている。堤防強化などの対策を行うこと。関係地域住民には丁寧な対応を行うこと。
- ③ JR川越線橋梁架け替え堤防のかさ上げを早期実施すること。
- 2、複合災害に備える
- ① 避難所における感染防止に実効性ある対策が求められている。(仮称)「埼 玉災害時感染制御支援チーム」の創設をすること。
- ② 感染症と自然災害の複合災害に備え、あらかじめ十分な数の避難所の確保 や感染症対策用の備蓄が行われるよう市町村を支援すること。
- 3、被災者の避難と生活再建に全力をあげるために
- ① スマホを持っていないなどの県民に防災関連情報が確実に届くよう、特に 防災無線の個別受信機を全市町村で配布するために、県として支援するこ

- と。同時に防災無線に代わる情報伝達法(SNS、個別電話等)についても市町村と連携して整備すること。
- ② 発災前後のいち早い災害救助法適用のために同法施行令第1条第1項第4号規定を積極的に活用すること。激甚災害指定についても積極的に国に求めること。
- ③ スフィア基準などを参考に指定避難所の最低基準を定めること。
- ④ 災害救助法に基づく住宅応急修理制度について、損壊した住宅を被災者が 発災直後に修理をした場合も適用されるよう、災害救助法の適用は、発災 時に遡及すること。
- ⑤ 災害時、小さな自治体は職員数も少なく、多数の事務連絡・通知が届く中で混乱を極める。住民にいち早く支援のメニューを周知できるように、支援マニュアルや県職員の応援派遣で支援すること。
- ⑥ 被害認定を機械的に行わず、「住宅が住めなくなったら全壊とする」など住 宅の実情に沿った柔軟な対応をすること。
- ⑦ 豪雨災害の時代である。埼玉県被災者安心支援制度に見舞金制度を創設し、 床上浸水などの被害に支給すること。
- ⑧ 被災事業者や被災農業者への支援制度について、制度の周知や実施事務を 急ぐとともに、被災者にわかりやすい相談窓口を設置すること。
- ⑨ 埼玉県・市町村半壊特別給付金制度の積極的かつ弾力的運用を図ること。
- ⑩ 危機管理防災部職員と県土整備事務所職員の増員を図ること。
- 4、障害者・高齢者などの要配慮者への支援を
- ① 障害者施設災害復旧のための国の補助金には4分の1の法人負担があるが、 この法人負担をできる限り減らすよう県として力を尽くすこと。
- ② 避難行動要支援者名簿、個別計画の作成のために市町村の悩みをよく聞いて支援すること。すぐれた取り組みを広げること。
- ③ 浸水想定区域に立地する社会福祉施設の避難計画について早急に策定するよう働きかけること。避難訓練も定期的に実施するよう支援すること。
- ④ 避難指示を障害者、施設に迅速に伝わるようにすること。
- ⑤ 福祉避難所への直接避難が可能となったが実際には具体化されていない。 実行性ある福祉避難所への直接避難できる避難計画を作成するよう市町村 を指導すること。
- 5、浸水想定区域の設定にあたって
- ① 開発にかかわる貯留施設等の必要対策量をさだめた埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例について、集中豪雨の時代にふさわしく見直すこと。
- ② 市街化調整区域の開発にあたって、市街化区域への編入など都市計画決定

を行う際に、浸水想定を十分考慮すること。

- 6、土砂災害を防ぐために
- ① 経験したことのないような豪雨が降る時代である。急傾斜地対策の予算を確保し、家屋などが立つ土砂災害特別警戒区域のように危険度の高い順に早急に対策すること。
- ② 土砂災害特別警戒区域は開発を規制すること
- ③ 国に対し、土砂の搬出、堆積に関して必要な規制を行うことができるよう 法整備を求めると同時に、県として独自に規制条例を強化すること。
- 7、県防災計画について、富士山などの大噴火による降灰ハザードマップを策定し、降灰被害への対処方針を明記すること。市町村の地域防災計画に火山噴火降灰対策についての記述追加を促すこと。

Ⅳ、ジェンダー平等・多様性尊重の社会へ

- 1、男女の賃金格差はジェンダー平等にとって要の課題である。県として男女賃金格差の実態把握を進めること。
- 2、県職員女性幹部の登用について
 - 来年度の県職員の人事において、女性職員の幹部への大幅登用を進めること。 中でも、副知事や部長級職員の女性登用をすすめること。
- 3、男女共同参画センター「With You さいたま」の相談員を増やし、正規化をすすめること。さいたま新都心駅に目立つ看板を設置すること。男性からの相談には男性相談員が応じられるよう、男性相談員を増やすこと。
- 4、DVや性暴力被害者支援のために
- ① 性暴力被害者の支援のために病院拠点型ワンストップ支援センターを設置すること。拠点病院ごとにセンターを設置すること。被害者によりそった支援を実施するために、24 時間365日夜間も含めアイリスホットラインの職員、あるいは拠点病院の職員が同行支援すること。アイリスホットラインのさらなる周知に努めること。
- ② SANE (性暴力被害者支援看護職) の養成を引き続き行い、24 時間 365 日SANEが対応できるようにすること。
- ③ 各市町村に配偶者暴力相談センターを設置すること。
- ④ 若年被害女性等支援事業を開始すること。
- ⑤ 婦人相談センターの一時保護所を複数設置すること。スマホの位置情報は オフにするなど守るべきルールを決め、規制を可能な限り緩和すること。
- ⑥ 4カ所ある婦人相談センター連携の民間シェルターへの財政的支援を拡充 し、大幅に増設することなどすすめ、少女たちを受け入れること。
- ⑦ DV加害者プログラムを実施すること。

- 5、痴漢対策について
- ① 新生活が始まる4月や受験シーズに痴漢取り締まりの強化を行うこと。
- ② 被害の聞き取りにあたっては訓練を積み、2次被害を防ぐこと。
- ③ 女性警官を増やし、同性警官が事情聴取を行えるようにすること。
- 6、性の多様性尊重のために
- ① 県として同姓パートナーシップ宣誓制度の導入を検討すること。
- ② 病院での手術同意や情報提供が家族以外でも可能となるよう、引き続き医師会へ働きかけること。
- ③ 同性パートナー同士で入居できるよう引き続き不動産業界への働きかけを 行うこと。
- ④ 県ホームページについて、LGBTQむけのポータルサイトで分かりやすく案内すること。
- ⑤ 県性の多様性社会づくり条例の内容を分かりやすく解説したパンフレット を作成すること。このパンフレットを、民間企業に広範に配布し、学校の 児童生徒、とりわけ県立学校生徒にはいち早く配布すること。

Ⅴ、県民の願い実現・県民の生活を支える県政へ

【企画財政部関係】

- 1、埼玉県内の自衛隊基地・米軍基地について
- ① 冊子「埼玉の基地・基地跡地」を復刊すること。
- ② 基地対策担当の職員を増やすとともに、県内の米軍基地・自衛隊基地の情報把握に努めること。
- ③ 県として県民からの米軍基地、自衛隊基地に関わる疑問・要望を聞く、相 談窓口を設置すること。
- ④ 陸上自衛隊大宮駐屯地内の化学学校での毒ガスの生産・研究について情報 収集するとともに、さいたま市とともに事故発生時の対応に万全を期すこと。
- ⑤ 米軍横田基地におけるオスプレイの飛行情報などを、県としても監視・調査を実施すること。
- ⑥ 土地利用規制法について、大井通信所、入間基地周辺が特別注視区域と注 視区域の候補に挙げられた。県民のプライバシーなどに関わる情報を国に 提供しないこと。同法廃止を国に求めること。
- 2、地下鉄7号線延伸事業をやめること。
- 3、地方バス路線の運行維持のための補助制度を創設すること。
- 4、運営難となっている市町村のコニュニティバスやデマンド交通などの地域公共交通に支援を行うこと。

- 5、駅のバリアフリー化とホームドア設置を進めるため、補助金の増額を国に 求めること。県としても増額すること。また駅のエスカレーター、エレベータ 一の維持費用について事業者に補助する制度を創設すること。
- 6、人口減少により、利水上も治水上も必要性のない思川開発事業からは撤退 すること。
- 7、自治会館改修や新築等を支援するための補助を拡充すること。

【総務部関係】

- 1、職員について
- ① 全国一少ない職員数を増員し、災害や感染症パンデミックに備えられる人 員体制を整備すること。その際正規職員の割合を増やすこと。
- ② 職員のサービス残業を絶対に出さないために、システムと実態との乖離が起きないよう、職場の実態と職員の声を聞いて改善をすすめること。
- ③ 県採用の会計年度任用職員の時給を1500円に引き上げること。
- ④ 県からの市町村への職員派遣については市町村の求めに応じて支援すること。職員研修についても相互の職員交流の場などを持つこと。
- 2、税徴収について
- ① 納税者から納付困難の申し出があったときは納税緩和制度の説明を親切、ていねいに行い、積極的に活用できるようにすること。
- ② 「徴収の猶予」申請は納税者の権利であり速やかに受理し、申請に当たっては国税庁の通達「納税の猶予等の取扱要領」に基づき処理を行うこと。
- ③ 滞納処分にあたっては、憲法・税法・国税庁通達などの法令等を遵守したガイドラインを作成すること。鳥取県児童手当の差し押さえ訴訟の判決を十分に尊重し、滞納整理にあたること。
- ④ 市町村の税務職員を対象とした研修会には、国税長官通達の「税務運営方針」を盛り込み、賦課徴収に関して「国税徴収法精解」の内容を取り入れ、「取り立て」に偏重した徴収業務にならないようにすること。
- ⑤ 市町村が分割納付の際に法的根拠のない「納税誓約書」を強要しないよう 指導すること。また、それを盾にした徴収をやめること。
- 3、公契約条例をつくること。

【県民生活部関係】

- 1、「憲法をくらしに生かそう」の垂れ幕と県主催の憲法記念行事を復活するとともに、埼玉県発行の「日本国憲法」の冊子を広く県民に普及すること。
- 2、県有施設の利便性の向上について
- ① 県民活動総合センター内のコンビニとレストランを復活させること。

- ② 埼玉会館、県民活動総合センター等県有施設において利用者が Wi-Fi が使えるようにすること。
- 3、埼玉県平和資料館の学芸員や職員を増やし、展示内容を充実すること。指 定管理者制度をあらため、埼玉県の直営に戻すこと。
- 4、埼玉県屋内50m水泳場について
- ① スポーツ科学拠点施設整備事業における、神根運動場内の屋内 5 0 m水泳 場整備にあたっては、住民に対する十分な説明を行うこと。
- ② 建て替え工事後のプール使用について市スポーツセンターの使用と同様に 市民団体が利用できるようにするとともに、利用料金もこれまでと同様に 低廉に使用できるよう配慮すること。
- 5、上尾水上公園のスポーツ科学拠点について
- ① 地元市町との調整をはかり、周辺地域の賑わい創設に向けた事業として進めること。
- ② 年間使用できる屋内市民用 25mプールの整備を行うこと。スケボーパークなど地元市町からの要望に応えた施設を整備すること。
- 6、香害など化学物質過敏症で苦しむ方たちへ医療支援の確立とあわせ、原因物質解明・メーカーへの規制強化を国に求めること。県としてもポスター掲示等による啓発を進めること。県職員が柔軟剤等、香害となるものの使用を控えるよう促すこと。

【危機管理防災部関係】

コロナ感染拡大により、2020 年度と 2021 年の新入職員の消防初任教育研修が 中止となった。必要な職員がすみやかに受けられるようすること。

【環境部関係】

- 1、太陽光発電施設の適正な設置を進めるための法整備を国に求めるとともに 県としても条例を制定すること。
- 2、プラスチックの削減について
- 事業者及び県民への啓発をさらに行うこと。
- ② 行政・事業者・消費者の取り組みが進展しているが、自治体の費用が増大するため、全国の自治体の中には分別収集を取りやめ可燃ごみに戻すところがある。時代に逆行することがないよう、県内自治体の動向を把握し、国からの財政支援を要望すること。
- 3、県環境整備センターの浸出水についてビスフェノールAの調査を行うこと。 4、県環境整備センターの埋め立て跡地の利用については地元の要望を尊重すること。

- 5、週刊「金曜日」に埼玉の中でも PFOA・PFOS の数値が高いところがあるとの調査を結果が載った。県として高いとされたさいたま市、熊谷市、所沢市、本庄市、東松山市、戸田市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、毛呂山町、鳩山町で PFOA・PFOS の調査を実施すること。また入間基地の下流に位置する入間市、狭山市、川越市でも PFOA・PFOS の調査を実施すること。
- 6、原発汚染土の再利用実証事業を中止するよう、国に申し入れること。
- 7、基地の騒音を監視する音量測定装置を元の数まで戻し、さらに増やすこと。

【福祉部関係】

- 1、障害者、高齢者について
- ① 全ての障害者、高齢者施設職員の給料を上げるための施策を実施すること。 また国に要望すること。
- ② 高齢者・障がい者施設に対し、光熱費上昇分を補助すること。また地域活動支援センターの運営団体にも補助を行うこと。
- ③ 障害者入所施設について約 1600 人の待機者解消のために整備計画を作成し整備すること。入所施設整備について障害者団体や法人との協議検討の場をもうけること。グループホームを拡充すること。
- ④ 資材の高騰により施設開設等の準備が予定通り進んでいない。開設をあきらめる動きも生まれている。建設費補助や資材の優先調達のための施策を行うこと。
- ⑤ 重症心身障害児(者)及び医療的ケア児について、入所施設・通所施設・訪問系サービスすべてにおいて、受け入れを広げること。
- ⑥ 障害児者の補装具の申請、更新について 県リハビリテーションセンター の出張回数を増やすこと。また国立リハビリテーションセンターで実施出 来るよう県職員の増員を図ること。
- ⑦ 県総合リハビリテーションセンターは独法化しないこと。また医師確保に 努めること。
- 2、医師が補聴器の使用が必要と認定した加齢性難聴者に対し、補聴器購入の助成制度を創設すること。
- 3、児童虐待対策にいて
- ① 児童相談所を増設すること。特に 20 万都市春日部市に児童相談所を設置すること。一時保護所の増設を図り (川越児相など) 人権に配慮し質の向上を図ること。
- ② 児童福祉司などの欠員を早期に補充すること。児童福祉司の手当増額で処遇を改善すること。
- ③ 通報から 48 時間以内の児童安否確認の民間委託を中止し、職員自身で行う

こと。

- ④ 子どもを虐待から守るため、児童家庭支援センターの増設すること。
- ⑤ 子どもアドボケイトの養成と派遣を行うこと。
- ⑥ 支援対象児童等見守り強化事業を全県にひろげること。
- ⑦ 児童養護施設職員を確保するため、施設が行う処遇改善を支援すること。

【保健医療部関係】

- 1、医師不足解消のために
- ① 県立循環器呼吸器病センターを付属病院とする、県立大学に医学部を創設できるよう、国に医学部定員増を求めること。
- ② 県立病院機構や順天堂大学から県内の医師不足に悩む医療機関へ積極的に 医師派遣を行うこと。
- ③ 医師確保のために医学生奨学金の対象人数を拡充すると同時に、臨床研修 医と後期研修医の研修資金貸与制度拡充を行うこと。
- 2、医療体制整備のために
- ① 公立・公的医療機関等の再編統合計画は撤回するよう国に求めること。
- ② 県立循環器呼吸器病センターの医師確保をすすめ、定員を充足したうえで 救急受け入れを増やし、総合病院をめざすこと。
- ③ 自治体病院への補助金の拡充と医師確保にさらなる支援を行うこと。
- 3、乳幼児・ひとり親・重度心身障害者医療費助成制度等について
- ① 重度心身障害者医療費助成制度について、対象を精神障害手帳2級まで拡大すること。精神科への入院も助成対象とすること。所得制限を撤廃すること。65歳以上で障害を負った人も対象とすること。
- ② ひとり親・重度心身障害者医療費助成制度についても現物給付とすること。
- 4、在留難民申請中であり仮放免中の外国人の医療費について
- ① 在留難民申請中であり仮放免中の外国人の医療費自己負担軽減を実施すること。
- ② 外国人未払い医療費対策事業の補助対象を外来診療にも広げること。
- ③ 外国人未払医療費について、医療機関の未収金回収への支援とあわせ、補助要件を緩和すること。補助金の算定基準を見直し、拡充すること。
- 5、高次脳機能障害者の支援のために
- 高次脳機能障害者の願いは「身近で診断・対応してくれる医療機関」がより多くほしいということ。そのために、保健医療部の取り組みは重要である。
- ① 福祉部と連携するためにも、保健医療部としても、高次脳機能障害に対応する体制を確立するべき。
- ② 高次脳機能障害の診断を行える専門医療機関を増やすこと。

- ③ 高次脳機能障害のピア・カウンセリングの委託を受けている団体をさらに 支援して、相談会を拡充すること。「高次脳機能障害家族の会さやま」をピア・カウンセリング事業に従事する団体として位置づけ、西部地域での高 次脳機能障害地域相談会を実施できる体制を整備すること。
- ④ 地域保健医療計画の「多様な精神疾患等」の一覧表に位置づけること。
- ⑤ 医療圏域ごとに高次脳機能障害の協議会や連絡調整会議を設置すること。
- ⑥ 国が今年度から行っている「高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク促進事業」に手を挙げて予算を確保し、地域支援ネットワークを構築・充実させること。
- ⑦ 様々な機関が連携して支援する体制を整備すること。
- 6、国民健康保険について
- ① 国保への国費1兆円の投入で、均等割を廃止するよう国に求めること。
- ② 県第3期国保運営方針(案)の「令和8年度までの保険税水準の統一」「法 定外繰り入れ解消」を撤回すること。
- ③ 国保法44条一部負担金減免、77条国保税減免の拡充と周知を行うこと。
- ④ 一般会計繰り入れ解消を市町村に押し付けないこと。
- ⑤ 特定健診・特定保健指導への取り組みに対する国保組合への補助金を増額 すること。
- 7、後期高齢者医療制度について

窓口負担の2倍化引き上げが行われたが、受診控えを生じさせないため、助成制度を創設すること。また国に制度の中止を求めること。保険料の抑制のために県後期高齢者医療財政安定化基金を活用すること。

8、マイナ保険証について

マイナ保険証では窓口でトラブルが多発していることを踏まえ、当面「保険証を持参する」ようアナウンスすること。現行の保険証を存続するよう国に働きかけること。

9、シェーグレン症候群を難病に認定すること。

【産業労働部関係】

- 1、インボイス制度(適格請求書等保存方式)の中止を国に強く求めること。
- 2、埼玉県の99%を占める中小企業を支援するため、中小企業の実態を直接よくつかみ「埼玉県中小企業振興条例」の具体化を図ること。
- 3、コロナ関連融資などの返済が始まり、廃業が出ている。実態を調査し、財政的支援策を実施すること。
- 4、信用保証協会の保証付き融資において、借入額に対する信用リスクの 20% 相当を金融機関が負担する制度である「責任共有制度」の廃止を国に求めると

ともに、滞納や高齢を理由とした貸し渋りを防止するよう金融機関に対する県 の指導を強めること。

5、県として住宅・店舗リフォーム助成制度を創設すること。

【農林部関係】

- 1、原油価格・肥料・農薬・粗飼料高騰等の影響緩和のための緊急措置を国へ求めること。
- 2、県は市町村と連携して来年度作付けにむけた種苗代の助成を行うこと。 2、 農家への所得補償、価格補償を行うよう国に求めること。
- 3、農業者の収入保険加入者への補助制度の創設を行うこと。青色申告者以外の農家も収入保険に加入できるよう国に働きかけること。
- 4、防ひょうネットの補助率を引き上げること。
- 5、農林試験研究機関職員の増と農業普及支援員を増やすこと。
- 6、家族農業・自給的農業への支援策を進めること。
- 7、豚熱、鳥インフルエンザの感染予防体制の確立のための予算を増額すること。
- 8、公共施設や民間施設での県産木材の活用を基本計画段階から推進できるよう努めること。林業への更なる支援を図るとともに県産材の流通改善を図る こと。
- 9、都市農業地域では重い税負担が農家の最大の問題である。負担軽減を国へ 強く働きかけること。
- 10、見沼田圃における農業振興では、乱開発を規制しつつ、観光農園、市民農園、福祉農園など、多様な農業の振興を図る。農業用道路、排水設備等、農業地としてのインフラ整備を図ること。
- 11、見沼代用水東縁沿川の環境改善を継続して行うこと。
- 12、太陽光発電施設開発を規制するために林地開発許可基準は見直すこと。
- 13、ナラ枯れ対策の森林病害虫等防除事業について、補助額の増と公有地への拡大、「民有地で永続的に樹林地であることを担保されていること」などの要件を緩和するよう国に求めること。
- 14、三富新田の保全に関し、今後も里山としての三富新田を維持できるような農業支援策や更なる平地林、景観の保全策を行うこと。
- 15、県営の有機肥料やバイオマスやなど循環環境に適した施設を上里町につくること。
- 16、ミニマムアクセス米の輸入をやめるよう、国に要望すること。
- 17、希望者が有機農業に従事できるよう、栽培技術、流通、販路の支援、補助金制度の創設など対策をとること。

〈市町村からの要望〉

・蓮田市の勤労青少年ホームから関山橋までの見沼代用水のヘルシーロードは 地元住民の生活道路となっている。蓮田市や国と連携して、街灯を設置するこ と。

【都市整備部関係】

- 1、県営住宅について
- ① 上尾シラコバト団地など建て替え時に、戸数削減を行わないこと。住民の 転居・仮住まいに丁寧に対応すること。
- ② 高齢者用・単身用県営住宅を増やし、エレベーターを設置すること。
- ③ 県営住宅の空室はできるだけ早急にリフォームして次の入居者を公募すること。リフォーム後に入居する世帯が安心して生活できるよう、給湯器、風呂、換気扇、インターホン、網戸、ガス台など生活する上で最低限の付帯設備を据えつけること。また建物の外壁やドア、手すりの塗り替えを計画的に進めること。
- ④ 高齢者が多く居住し、また現役世代も忙しい中で、団地敷地内の草刈りが住民の重い負担となっている。定期的な草刈りを県の責任で実施すること。
- ⑤ 若い世代に魅力ある県営団地となるよう、研究をし、若い世代の入居者を増やすこと。
- ⑥ 親から子への入居承継は、障害者や高齢者にくわえ、病気・失業なども認めること。
- ⑦ 期限付き入居制度について、期限中に60才を超える場合は、期限なく入 居を認めること。
- ⑧ 県営住宅への入居の際、保証人は不要となったが、連絡先の印鑑証明も不要とすること。

【企業局関係】

- 1、県水道用水の供給あたっては、受水団体の要望をよく聞くこと。
- 2、第5次企業局経営5か年計画の20%料金を引き上げるシミュレーション について。水はライフラインであり、必要な予算を県から繰り入れる、または 国に対して負担を求めるなど、水道料金引き上げは行わないこと。
- 3、水道施設管理運営の民間委託について、民間委託は極力減らし、若い技術者への技術継承をはかること。

【下水道局】

1、下水道の合流式を進めてきたのは国と県である。市町村が分流式に転換す

るための財政的支援を行うこと。

- 2、下水道整備に関わる国の交付金制度の周知や計画策定の支援も強化を行う こと
- 3、流域下水道維持管理負担金の引き上げは行わないこと。

【教育委員会関係】

- 1、公立夜間中学について
- ① 生徒の個別の事情に柔軟に対応できる教育となるよう予算を確保し教員を 増やすこと。
- ② 他の市町村にも設置すること。特にさいたま市の設置を検討すること。
- ③ 各市町村との調整に県が責任を果たすこと。自主夜間中学や先進自治体など長年の経験を活かすこと。夜間中学の周知や希望する全ての人々への広報など県として支援すること。
- 2、県立美術館について収蔵品の充実のための予算を増やすこと。収蔵スペース確保に全力をつくすこと。

【県警本部関係】

- 1、ゾーン30やゾーン30プラスをさらに増やすこと。ゾーン30プラスの実施にあたっては住民参加の取り組みを広げること。
- 2、交番の数は増やさないという方針を撤回し、蕨市民公園など要望のある場所に積極的に交番を設置すること。交番の増設のためにも警察官増員を国に要望すること。
- 3、交通事故防止のためにも、横断歩道の整備、信号機の設置予算を大幅に増 やすこと。
- ① 市道仁志町領家町線の西川口地区の信号設置など安全対策を進めること。 (川口)
- ② 川口市視力障害者福祉協会からの要望の音声信号設置を進めること。(川口)
- ③ 仮称川口北警察署建設(2024年度~)に向けて近隣住民に対し、住民 説明はもとより、騒音対策、交通安全対策等を行うこと。(川口)
- ④ 所沢市有楽町、ヤオコースーパー前に手押し信号機を設置すること。(所沢)
- ⑤ 航空管制部前交差点の信号を歩車分離にすること。(所沢)
- ⑥ 蕨市北町1丁目市民体育館南側、および中央3丁目セブンイレブン横の交差点に信号機を設置すること。(蕨)

【県土整備部関係】

1、建設職人確保について

- ① 週休2日制の現場を広げること。月給制ではなく、日給払いの場合、週休2日では、実質的な給与減少になっている。公共工事の完全週休2日を実施するため、公共工事での土曜閉所分の割り増し賃金補てんや労務単価の上乗せ補てんを行うこと。また土曜日だけでなく、祭日も休めるよう、県としての取り組みを進めること。
- ② CCUS(建設キャリアアップシステム)を活用した魅力ある建設産業にしていくため、県の多くの公共事業でモデル工事をおこなうこと。
- ③ 県土整備部がおこなっている重層下請け是正の取り組みをすべての公共事業に広げること。
- 2、県道の整備について
- ① 歩道の整備等を進めること。
- ② 県道の草刈り予算を増額し、草刈りの回数を増やすこと。
- ③ 県道の冠水対策として貯留池をつくるなど改善策をすすめること。排水路 や用水路の浚渫をすすめること。
- ④ 三芳SI (スマートインターチェンジ) の大型車通行について、周辺の県道整備を急ぐこと。周辺の安全環境が整備されるまでは、大型車通行は認めないこと。
- 3、県管理河川について
- ① 土手上の道路の除草を環境に配慮しつつ行うこと。またその回数を増やすこと。
- ② 水害を防ぐため、河川整備とともに、頻繁に浚渫し、ゴミ・ヘドロの撤去すること。

〈県土整備部にかかわる市町村から要望事項〉

草加市

- ・県道吉場安行東京線・川口草加線・草加流山線・金明鳩ケ谷線の歩道部分の 段差を解消し、水路は暗渠化しアスファルト舗装にして安全に通行できるよう 改善すること。
- ・辰井川にかかる橋の部分は手すり付きのスロープを取り付け、危険な急こう 配を解消すること。また、道路と橋の接続部分のすきまをただちに改善するこ と。

鴻巣市

・県道内田ケ谷鴻巣線天神4丁目交差点付近、県道東松山鴻巣線天神2丁目交 差点付近の路面改修を行うこと。

上里町

・神保原駅北の県道神保原停車場線の早期拡幅と歩道の整備を早期に実施すること。

松伏町

・大落古利根川の堤防内の河道整備、堆積している土砂や高水域になる部分の掘削を定期的に行うこと。特にまだ行われていない古利根堰下流200m以降の下流部について早期に実施すること。

八潮市

- ・八条橋(中川)の架け替え工事の早期に着工すること。
- ・境橋(県道平方線・葛西用水)を拡張し、歩道部分の確保をすること。
- ・大場川の親水公園の早期着工すること。
- ・県道八潮南北線、八潮金町線の街路樹が立ち枯れたままになっている。早急に植え替えの整備を行うこと。
- ・県道八潮金町線の大瀬交差点から潮止橋北詰に至る右側歩道の段差解消を急ぐこと。

川口市

- ・芝川 (旧芝川)・竪川・緑川・綾瀬川のヘドロ対策・水質浄化などで、緑 化・親水事業の促進を図ること。
- ・川口市が管理する江川・前野宿川・辰井川は貯水池を設置し、水害・治水対策を進めてきたところであるが、埼玉県が管理する毛長川に合流することから市と連携をはかり、県としてさらに河川改修を強化し、川口地域の水害対策に取り組むこと。
- ・県道越谷川口線の赤山周辺地域(SR 新井宿駅~首都高速川口線下赤山交差点まで)の歩道拡幅を進めること。
- ・県道越谷川口線の桜町小学校前歩道の高低差が激しいので改善をすること。
- ・県道さいたま鳩ヶ谷線、石神1194以降戸塚地域方面にかけて近隣小学校 への通学路について歩道の整備をすすめること。
- ・安行地域の県道金明町鳩ヶ谷線の歩道の確保及び整備に努めること。
- ・蕨陸橋下・芝新町に設置してある通路は人と自転車が通り抜けできるが歩行者にとって危険なため安全対策を早急におこなうこと。
- ・国道122号を含む本町ロータリーの改修工事について住民への説明と合意 形成に努めるとともに交通安全対策を進めること。
- ・県道さいたま越谷線の昭和橋交差点について都市計画道路大宮鳩ヶ谷線と鳩

- ヶ谷東口駅前通り線の廃止に併せて県道整備事業として右折帯等の設置をお こない鳩ヶ谷駅方面への右折渋滞を解消すること。
- ・芝川沿いのサイクリングロードに転落防止のためにも植栽がとぎれないよう 点検・整備すること。ベンチの設置をはかること。
- ・第二産業道路の鳩ケ谷庁舎前の歩道のスロープをなだらにすること。

所沢市

- ・埼玉県道 55 号の、「埼玉県所沢市山口 1533-5」付近の一帯の県道の拡幅を行い、歩道を広げること。
- ・所沢市下安松地区の柳瀬川左岸の急傾斜地「あかばっけ」にセンサーを設置すること。
- ・所沢市上安松、下安松の柳瀬川の浚渫を進めること。

蕨市

・緑川のナガエツルノゲイトウ等の特定外来植物について、環境部と協力して 駆除を行うこと。